

国土交通大臣の認定に係る連絡先一覧

○「民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する特定宅地造成事業等の認定」

(租税特別措置法第34条の2第2項第3号、第65条の4第1項第3号関係)

→ (担当) 都市局市街地整備課

○「確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定」

(租税特別措置法第31条の2第3項、第62条の3第5項関係)

・ 第31条の2第3項(第2項第13号関係)、第62条の3第5項(第4項第13号関係)

→ (担当) 不動産・建設経済局不動産市場整備課

・ 第31条の2第3項(第2項第14号関係)、第62条の3第5項(第4項第14号関係)

→ (担当) 不動産・建設経済局不動産市場整備課(※1)

都市局市街地整備課(※2)

※1 土地区画整理事業に係るものを除く。

※2 土地区画整理事業に係るものに限る。

・ 第31条の2第3項(第2項第15号関係)、第62条の3第5項(第4項第15号関係)

→ (担当) 住宅局住宅総合整備課

連絡先

・ 都市局市街地整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館6階

TEL 03-5253-8111 (内線 32-726)

・ 不動産・建設経済局不動産市場整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

TEL 03-5253-8111 (内線 30-657)

・ 住宅局住宅総合整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

TEL 03-5253-8111 (内線 39-374)